

広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 広島県において、島根県の魅力ある観光地及び県産品を紹介、宣伝する「広島地区観光・物産情報発信事業」（以下「発信事業」という。）を実施することにより、交流人口の拡大、観光客の誘致並びに県産品の認知度及び地域ブランド力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 発信事業実施計画の策定及び実施

(2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

監事 2名

2 会長は、島根県知事をもってあてる。

3 副会長は、島根県市長会会長、島根県町村会長及び島根県商工労働部長をもってあてる。

4 監事は、松江市会計管理者並びに浜田市会計管理者をもってあてる。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時は、その職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は、実行委員会が解散する日までとする。但し、役員が就任時の職を退いたときは、その後任者が、当該役員に委嘱されたものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 幹事会

(3) ワーキンググループ

(総会)

第9条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること

(2) 事業報告及び収支決算に関すること

(3) 会則の制定及び改廃に関すること

(4) その他、会長が重要と認めた事項に関すること

3 総会は、会長が召集し、会長が議長となる。

4 総会は委員の過半数の出席で成立する。ただし、委員がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、代理人を出席させることができる。

5 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長が指名する幹事をもって構成する。

2 幹事会に幹事長1名を置き、島根県観光振興課長をもってあてる。また、副幹事長1名を置き、島根県しまねブランド推進課長をもってあてる。

3 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項に関するこ

(2) 総会において審議決定した事項の推進に関するこ

(3) その他、幹事長が必要と認めた事項に関するこ

4 幹事会は必要のつど開催する。

5 幹事長及び幹事の任期については、第7条の規定に準ずる。

(ワーキンググループ)

第11条 ワーキンググループは、会長が指名する者をもって構成する。

2 ワーキンググループは、第2条の目的を達成するために必要な実施計画の立案や、
関係諸機関との連絡調整を図る。

3 ワーキンググループは必要のつど開催する。

4 ワーキンググループ構成員の任期については、第7条の規定に準ずる。

第4章 会計

(経費)

第12条 実行委員会の運営に要する経費は、負担金並びにその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第13条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務局は、島根県広島事務所内に置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

(備付帳簿等)

第15条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 会則

(2) 委員名簿

(3) 事業計画及び収支予算書

(4) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 監事の監査に関する書類

第6章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の処分方法)

第17条 実行委員会が解散したときに生ずる残余財産の処分方法については、総会で審議の上、別に定める。

第7章 雜則

(専決)

第18条 会長は、総会を招集する暇がないとき、事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、これを専決することができる。

2 会長は、専決した事項について、次の総会において報告しなければならない。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

1 この会則は、平成14年4月17日から施行する。

2 実行委員会の平成14年度における会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

付則

1 この会則は、平成16年4月28日から施行する。

付則

1 この会則は、平成17年4月28日から施行する。

付則

1 この会則は、平成18年4月28日から施行する。

付則

1 この会則は、平成19年4月26日から施行する。

付則

1 この会則は、平成20年4月22日から施行する。

2 この会則の施行の際現に在職する松江市収入役並びに浜田市収入役は、その在職中に限り、なお従前の例により監事とする。

付則

1 この会則は、平成23年4月21日から施行する。

付則

1 この会則は、平成24年4月24日から施行する。

付則

1 この会則は、平成25年4月25日から施行する。

付則

1 この会則は、令和4年6月13日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年4月24日から施行する。

付則

1 この会則は、令和7年12月10日から施行する。

2 この会則による改正後の広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会会則の規定は、この会則の施行の日以後に公募を行う令和8年度以降の事業について適用し、令和7年度事業については、なお従前の例による。

(別表) 広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会委員名簿

会長	島根県知事	委 員	海士町長
副会長	島根県市長会会長		西ノ島町長
	島根県町村会長		知夫村長
	島根県商工労働部長		隠岐の島町長
委 員	松江市長	監 事	(一社) 隠岐ジオパーク推進機構理事長
	浜田市長		松江市会計管理者
	出雲市長		浜田市会計管理者
	益田市長		
	大田市長		
	安来市長		
	江津市長		
	雲南市長		
	奥出雲町長		
	飯南町長		
	川本町長		
	美郷町長		
	邑南町長		
	津和野町長		
	吉賀町長		